

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部食品監視課）……………一
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………二

告示

- 路外駐車場の供用の休止期間の変更……………（建設局道路管理部管理課）……………二
- 東京港湾港湾計画の変更の概要……………（港湾局港湾整備部計画課）……………二
- 令和六年度東京都立高等学校入学者選抜入学考査料の徴収委託…………………………六

公告

- 都市計画の案（四件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………六
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案（二件）……………（同）……………七
- 都市計画の案……………（同）……………八
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案（三件）……………（都市整備局都市づくり政策部開発企画課）……………八
- 都市計画の案（五件）……………（都市整備局都市づくり政策部開発企画課）……………九
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三

規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百十号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 営業の譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類

別記第十二号様式中

地位の承継の原因(○を付ける。)	相続・合併・分割
被相続人の氏名又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の名称及び代表者の氏名	被相続人の氏名 被相続人の住所又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の主たる事務所の所在地
譲渡した者の住所(法人にあつてはその所在地)、被相続人の住所又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の主たる事務所の所在地	譲渡・相続開始、合併又は分割の年月日

を

地位の承継の原因(○を付ける。)	譲渡・相続・合併・分割
譲渡した者の住所(法人にあつてはその所在地)、被相続人の住所又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の主たる事務所の所在地	譲渡・相続開始、合併又は分割の年月日

二

「2 相続の場合は、戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

3 合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

「2 譲渡の場合は、譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限度確認できるもの。法人成り（個人事業主が法人に成り代わることをいう。以下同じ。）の場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等）

3 相続の場合は、戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

4 合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
改める。

附則

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都及びの取扱い規制条例施行規則別記第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するすることができる。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百一十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年東京都規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中
「~~相続~~合併を~~合併~~分割」を「~~相続~~合併に」「書面」を「書類」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千二百二十八号

東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号）第十四条の八第二項の規定により、令和四年東京都告示第千三百九十四号において告示した路外駐車場の供用の休止期間を次のように変更する。

令和五年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 東京都日本橋駐車場

二 休止期間 変更前 変更後

令和四年十月十八日 令和四年十月十八日
午前九時から令和六年六月十八日午前十時まで
午前九時から令和六年六月十八日午前十時まで

三 理由 改修工事期間変更のため

●東京都告示第千二百二十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、東京港

港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。
 なお、変更は、平成二十六年東京都告示第千六百九十三号（東京港湾計画の変更の概要）によりその概要を告示した東京港湾計画について、令和十年代後半における取扱貨物量を一億九百万トンと想定したことによるものである。

令和五年十二月一日

東京港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 港湾施設の規模及び配置

(一) 新規計画事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 外内貿コンテナ埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 中央防 岸壁 一五・〇〇 一 三〇〇
 波堤 岸壁 一六・〇〇 一 三〇〇

施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 中央防 岸壁 一五・〇〇 一 三〇〇
 波堤 岸壁 一六・〇〇 一 三〇〇

(イ) 内貿ユニットロード埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 中央防 岸壁 九・〇 二 五〇〇

施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 中央防 岸壁 九・〇 二 五〇〇

(ウ) 外貿埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 東部 岸壁 一二・〇 一 二六〇

イ 旅客船埠頭計画

東部 岸壁 一二・〇 一 二六〇

地区名 施設種別 基数
 内港 小型栈橋 一
 中部 小型栈橋 一
 中央防 小型栈橋 一
 波堤 小型栈橋 一

ウ 水域施設計画

地区名 施設種別 水深(メー トル) 面積(ヘクター)
 中央防 泊地 九・〇 三
 波堤 泊地 九・〇 三

泊地 一五・〇〇 一
 泊地 一六・〇〇 一
 航路・泊地 九・〇 五
 航路・泊地 一一・〇 一
 航路・泊地 一五・〇〇 二
 航路・泊地 一六・〇〇 二

(二) 既設・既定計画の変更事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 外内貿コンテナ埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 内港 岸壁 一〇・〇 一 一九五

施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 内港 岸壁 一〇・〇 一 一九五

(イ) 内貿ユニットロード埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 中央防 岸壁 九・〇 二 五〇〇

イ 水域施設計画

中央防 岸壁 九・〇 二 五〇〇
 波堤 岸壁 九・〇 二 五〇〇

地区名 施設種別 水深(メー トル) 面積(ヘクター)
 中央防 泊地 一五・〇〇 一
 波堤 泊地 一六・〇〇 一

ウ 臨港交通施設計画

施設種別 名称 起点 終点 規模
 道路(臨港道路) 中防内一 中防内五 中防内六 二車線
 港道路) 号線 号線 号線

(三) 既定計画を削除する事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 外内貿コンテナ埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 東部 岸壁 一一・〇〇 二 五〇〇

施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 東部 岸壁 一一・〇〇 二 五〇〇

(イ) 外貿埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 東部 岸壁 一二・〇 一 二四〇

施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 東部 岸壁 一二・〇 一 二四〇

(ウ) 内貿埠頭計画

地区名 施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 中部 岸壁 八・五 一 二二〇

施設 水深(メー トル) バース 延長(メー トル)
 中部 岸壁 八・五 一 二二〇

イ 木材取扱施設計画

地区名 施設種別 水深(メー トル) バース
 東部 ドルフィン 九・〇 二

施設種別 水深(メー トル) 面積(ヘクター)
 東部 水面整理場 二・五 一

地区名 施設種別 水深(メー トル) 面積(ヘクター)
 東部 水面整理場 二・五 一

地区名 施設種別 延長(メートル) 東部 十二号地水面整理場防波堤 五〇〇	ウ 専用埠頭計画	地区名 施設種別 水深(メートル) パース数 内港 ドルフィン 八・〇 一	エ 水域施設計画	地区名 施設種別 水深(メートル) 面積(ヘクタール) 中部 泊地 八・五 二 東部 泊地 一二・〇 二 泊地 一一・〇 三 中部 泊地 一二・〇 二 東部 泊地 九・〇 二	中部 航路・泊地 八・五 二五 東部 航路・泊地 一二・〇 七八 航路・泊地 一二・〇 三八 航路・泊地 一一・〇 一一 航路・泊地 一二・〇 三	(四) 撤去及び廃止を計画する事項	ア 旅客船埠頭計画 地区名 施設種別 基数 中部 小型栈橋 一 イ 専用埠頭計画
地区名 施設種別 水深(メートル) パース数 南部 ドルフィン 八・五 一	二 港湾の環境の整備及び保全 (一) 新規計画事項 ア 港湾環境整備施設計画	地区名 施設種別 面積(ヘクタール) 中部 緑地 五	(二) 既定計画を削除する事項 ア 港湾環境整備施設計画	地区名 施設種別 延長(メートル) 中央防波堤 海浜 四〇〇	三 土地造成及び土地利用計画 (一) 土地造成計画	(二) 土地利用計画	地区名 用途 面積(ヘクタール) 内港 埠頭用地 五六 港湾関連用地 七四 中部 埠頭用地 一 緑地 二 交流厚生用地 三 埠頭用地 六 内港 埠頭用地 二 港湾関連用地 二 海面処分用地 二四五
交流厚生用地 一二 工業用地 一一 都市機能用地 一五三 交通機能用地 二九 緑地 四一 廃棄物処理施設用地 三 埠頭用地 一五六 港湾関連用地 一三二 工業用地 一二六 都市機能用地 一五一 交通機能用地 二八七 緑地 一五〇 廃棄物処理施設用地 三七 埠頭用地 一四七 港湾関連用地 九三 交流厚生用地 六 工業用地 二九 都市機能用地 二二六 交通機能用地 一三七 緑地 一二四 埠頭用地 四三 港湾関連用地 二二九 交流厚生用地 一六 工業用地 四四 都市機能用地 六八 交通機能用地 九二 危険物取扱施設用地 六 緑地 一八五	南部	中部	東部				

四 港湾の効率的な運営に関する事項

中央防波堤	廃棄物処理施設用地	一七
	埠頭用地	一五四
	港湾関連用地	二一二
	工業用地	一七
	都市機能用地	一七
	交通機能用地	一〇五
	緑地	二〇八
	廃棄物処理施設用地	四六
	海面処分用地	二四五
	交通機能用地	九七七

五 その他重要事項

(一) 新規計画事項

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
中央防波堤	岸壁	一五・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一六・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一五・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一六・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	九・〇	二	五〇〇
	岸壁	一五・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一六・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	九・〇	二	五〇〇

イ 大規模地震対策施設

(ア) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
中央防波堤	岸壁	九・〇	二	五〇〇
	岸壁	一五・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一六・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一五・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一六・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	九・〇	二	五〇〇

な施設

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
中央防波堤	岸壁	九・〇	二	五〇〇

(三) 既定計画を削除する事項

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
東部	岸壁	一一・〇〇	一	二四〇

イ 大規模地震対策施設

(ア) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
中部	岸壁	八・五	一	二三〇

(イ) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
東部	岸壁	一一・〇〇	二	五〇〇
	岸壁	一二・〇〇	二	五〇〇

(一) 新規計画事項

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
中央防波堤	岸壁	九・〇	二	五〇〇
	岸壁	一五・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一六・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一五・〇〇	一	三〇〇
	岸壁	一六・〇〇	一	三〇〇

(二) 既設・既定計画の変更事項

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
内港	岸壁	一〇・〇	一	一九五
中央防波堤	岸壁	九・〇	二	五〇〇

(三) 既定計画を削除する事項

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
東部	岸壁	一一・〇〇	二	五〇〇
	岸壁	一二・〇〇	二	五〇〇

(二) 既設・既定計画の変更事項

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設 種類	水深(メー トル)	バース 数	延長(メー トル)
中央防波堤	岸壁	九・〇	二	五〇〇

イ 大規模地震対策施設

(ア) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

六 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

東京都港湾局港湾整備部計画課

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第四十六号

東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十一号)第二条第一項第三号ハに規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年十二月一日

東京都教育委員会

一 委託した相手方

(一) 名称 三菱総研DCS株式会社

(二) 所在地 品川区東品川四丁目十二番二号

二 委託期間

令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託の内容

令和六年度東京都立高等学校入学者選抜入学考査料の徴収事務

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

八王子市元八王子町三丁目及び廿里町各地方内

削除する部分

八王子市元八王子町三丁目、長房町及び廿里町各地方内

市街化調整区域

追加する部分

八王子市元八王子町三丁目、長房町及び廿里町各地方内

削除する部分

八王子市元八王子町三丁目及び廿里町各地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び八王子市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

立川都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

東大和市芋窪一丁目及び蔵敷一丁目各地方内

市街化調整区域

削除する部分

東大和市芋窪一丁目及び蔵敷一丁目各地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び東大和市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

町田都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

町田市下小山田町字押沼、下小山田町字坂下及び野津田町字綾部原各地内

削除する部分

町田市相原町字大戸、相原町字東谷、相原町字考路、相原町字大北及び相原町字細豊各地内

追加する部分

町田市相原町字大戸、相原町字東谷、相原町字考路、相原町字大北及び相原町字細豊各地内

削除する部分

町田市下小山田町字押沼、下小山田町字坂下及び野津田町字綾部原各地内

二 縦覧場所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、福生都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

福生都市計画区域区分

市街化区域

追加する部分

瑞穂町大字箱根ヶ崎字秩父海道北、字南平及び南平一丁目各地内

削除する部分

瑞穂町大字箱根ヶ崎字南平地内

追加する部分

瑞穂町大字箱根ヶ崎字南平地内

削除する部分

瑞穂町大字箱根ヶ崎字秩父海道北、字南平及び南平一丁目各地内

二 縦覧場所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都

国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。
令和五年十二月一日
東京都知事 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

品川駅周辺地区地区計画

変更する部分

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

二 縦覧場所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる

できる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
- 当該事項を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

六本木五丁目 港区六本木五丁目、六本木六丁目及西地区地区計画
び麻布十番一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第一種住居地域

近隣商業地域

商業地域

削除する部分

練馬区上石神井四丁目、羽沢二丁目、桜台三丁目及び足立区南花畑五丁目各地内

追加する部分

足立区南花畑五丁目地内

削除する部分

練馬区上石神井二丁目、上石神井四丁目及び羽沢三丁目各地内

追加する部分

練馬区上石神井四丁目、羽沢二丁目、羽沢三丁目及び桜台三丁目各地内

削除する部分

練馬区関町南一丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内

追加する部分

練馬区関町南一丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内

変更する部分

練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内

追加する部分

品川区大崎一丁目及び大崎三丁目各地内

削除する部分

品川区大崎一丁目及び大崎三丁目各地内

準工業地域

追加する部分

品川区大崎一丁目及び大崎三丁目各地内

削除する部分

品川区大崎一丁目、大崎三丁目及び練馬区羽沢三丁目各地内

変更する部分

品川区大崎一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに品川区役所、練馬区役所及び足立区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(品川駅街区地区)

港区高輪三丁目及び港南二丁目各区内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(田町駅西口駅前地区)

港区芝五丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(六本木五丁目及び麻布十番一丁目各区内)

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画公園及び昭島都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

立川都市計画公園及び昭島都市計画公園

都市計画を定める土地の区域

<p>第九・六・一 追加する部分 号昭和記念公園 昭島市もくせいの杜二丁目地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに立川市役所及び昭島市役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画面河川に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年十二月一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都計画面河川 追加する部分 第八号善福寺川</p> <p>杉並区西荻北四丁目、西荻北五丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、善福寺一丁目、桃井四丁目、南荻窪一丁目、南荻窪四丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、宮前二丁目、高井戸東四丁目、成田西二丁目及び成田西三丁目各地内</p>	
<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び杉並区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画面道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年十二月一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都計画面道路 追加する部分 幹線街路環状第六号線</p> <p>品川区大崎一丁目、大崎三丁目及び大崎五丁目各地内</p> <p>削除する部分 品川区大崎一丁目及び大崎五丁目各地内</p> <p>変更する部分 品川区東品川一丁目、東品川二丁目、北品川二丁目、北品川三丁目、北品川四丁目、北品川五丁目、大崎一丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、大崎五丁目、西五反田一丁目、</p>	
<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに新宿区役所、品川区役所、目黒区役所、渋谷区役所、中野区役所、豊島区役所及び板橋区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画面河川に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年十二月一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都計画面河川 追加する部分 第八号善福寺川</p> <p>杉並区西荻北四丁目、西荻北五丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、善福寺一丁目、桃井四丁目、南荻窪一丁目、南荻窪四丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、宮前二丁目、高井戸東四丁目、成田西二丁目及び成田西三丁目各地内</p>	

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、日野都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

日野都市計画道路

三・四・一号 削除する部分
甲州街道線

日野市日野本町一丁目、日野本町二丁目、日野本町四丁目、日野本町七丁目、日野台三丁目及び日野台四丁目各地方

変更する部分

立川市錦町五丁目、錦町六丁目、日野市日野、日野本町一丁目、日野本町二丁目、日野本町三丁目、日野本町四丁目、日野本町七丁目、大坂上一丁目、大坂上二丁目、大坂上四丁目、栄町一丁目、新町一丁目、新町二丁目、日野台一丁目、日野台三丁目、日野台四丁目、日野台五丁目、多摩平五丁目、多摩平六丁目、さくら町及び八王子市高倉町各地方

三・五・十三 変更する部分
号神明上東線

日野市日野本町一丁目及び日野本町二丁目各地方

三・四・十五 変更する部分
号日野本町東平山線

日野市日野本町二丁目及び日野本町三丁目各地方

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに八王子市役所、立川市役所及び日野市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画土地区画整理事業に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画土地区画整理事業

足立東部土地区画整理事業

削除する部分
足立区花畑一丁目、花畑八丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南

花畑三丁目、南花畑四丁目及び南花畑五丁目各地方

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び足立区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市東町四丁目二十三番 十五号 小金井市中町一丁目十五番 十九号 渡邊 寅藏

西東京市芝久保町四丁目二千七百七十四番四の一部(第一工区) タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

府中市朝日町一丁目二十二番 三及び同番四 府中市白糸台三丁目四十四番地の一 原田 繁弘

府中市白糸台二丁目四番五の一部、同番七、同番二十四から同番二十六まで、同番二十七の一部、同番二十九から同 府中市白糸台二丁目四番地 鹿島千恵子

番三十一まで、同番三十二の一部、同番三十三、同番三十四、同番三十六、六番十六の一部、同番十八、二十九番三から同番五まで、同番九、三十一番四及び同番二十八

西東京市向台町二丁目七百九十二番二十三

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

府中市南町四丁目四十一番一の一部

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目八番十八号
名鉄都市開発株式会社
代表取締役 日比野 博

小金井市桜町二丁目五百三十九番一

武蔵野市吉祥寺本町四丁目三十二番六号
ライフサポート有株式会社
代表取締役 島倉 清治

清瀬市下宿一丁目百七十七番一の一部

千代田区二番町八番地八株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 永松 文彦

小金井市梶野町一丁目百七十七番六

中央区日本橋室町三丁目二番一号
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 嘉村 徹

清瀬市中清戸一丁目五百六十六番一、同番一地先、同番二及び五百六十七番一

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

武蔵野市緑町一丁目六百二十四番四、同番六、同番七、六百二十五番五、同番七、同番九、同番十六及び同番十七
多摩市関戸五丁目十九番一及び同番三

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美
多摩市愛宕四丁目二十二番地十一

エヌビーホーム株式会社
代表取締役 川上 清子

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては所在地)」「(二)意見を述べる理由」「(三)住所(団体にあつては所在地)」「(四)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ラフォーレ原宿
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十一番六号
- 三 設置者名 森ビル流通システム株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区神宮前一丁目九番十三号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ナイスクラブほか百三
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ナイスクラブほか九十
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社GORI, Zほか十名

称

八 変更前の小売業者の住所 港区虎ノ門四丁目三番十三号(エステールホールディングス株式会社)ほか

九 変更後の小売業者の住所 中央区銀座一丁目十九番七号(エステールホールディングス株式会社)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 竹村 幸造(株式会社アーバンリサーチ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 竹村 圭祐(株式会社アーバンリサーチ)ほか

十二 変更日 令和五年九月八日ほか

十三 届出日 令和五年十一月八日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 西武渋谷店

二 店舗所在地 渋谷区宇田川町二十一番一号ほか

三 設置者名 松竹映画劇場株式会社ほか二名

四 設置者住所 渋谷区富ヶ谷二丁目八番一号ほか

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 二百三十台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側 百六十一台

七 変更前の閉店時刻 午後九時。ただし、一部フロアは年間十日に限り午後十時ほか

八 変更後の閉店時刻 午後九時。ただし、一部フロアは年間十日に限り午後十時

九 変更前の来客が駐車場を利用するところができる時間帯 二十四時間ほか

十 変更後の来客が駐車場を利用するところができる時間帯 午前九時から午後十時三十分まで

十一 変更前の駐車場の自動車の出入の数が及び位置 十一箇所 店舗北側ほか

十二 変更後の駐車場 二箇所 店舗北側

の自動車の出入の数が及び位置

十三 変更日 令和六年七月十五日

十四 届出日 令和五年十一月十四日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

